

自転車道の整備を推進

四つの重点路線を中心に 3カ年で113.3kmを設置



近頃石油ショックやバイクコジ運動等により、自転車の利用がみなおされていくが、大分市は昨年九月十四日に国から自転車安全利用モデル都市に指定され、自転車道の整備をはかっている。

このモデル都市というのは全国六十三市、九州で十市を国が指定して、自転車利用の安全と便宜のために道路交通環境の整備等を行って、自転車事故の防止と通勤、通学、買物等短距離の交通手段としての利用をはかろうとするものです。

市では国の定める要綱に従ってこれを推進するため、自転車安全利用推進協議会を設置して関係機関と連絡調整しながら、計画書の作成等事業を進めてきました。

この協議会は、市長が会長と

交通災害共済に加入しましょう

1日1円の掛金であなたを守る 共済金は最高50万円 最低2千円

一日一円で交通事故被害者を救済するため、四十二年四月から交通災害共済制度を実施しています。

あなたは加入していますか。あなたはまだ加入していませんか。あなたはまだ加入していませんか。あなたはまだ加入していませんか。

①共済に加入できる方
市内に住所のある方は赤やんから老人までどなたでも加入できます。

②共済期間
加入の申込みをした翌日から一年間です。ただし共済期間中に他市町村に転出されたときはその期間だけ無効となります。

③共済掛金
一人について年間三百六十円です。ただし小、中学生については二百円とし、各学校で四月中にとりまとめて一括加入していただきますので学校で加入してください。

④対象となる交通事故
加入者が車等(道路交通法第三條第八号に規定する車両、汽車、電車)の交通によって事故にあつたケガや死亡したとき。

⑤共済金の支払い
(自損事故も含みますが、警察の事故証明が必要で、警察に証明書を一通
・医師または歯科医師の発行する診断書一通
・共済加入者証と印鑑、小中学生の加入者証は市役所にありますので不要です。
・死亡の場合は上記の外に住民票(家族全員と死亡者の除票)を一通



交通安全教室
市交通安全対策課では「子どもと老人を交通事故から守ろう」と本年度はとくに交通安全教室の回数をふやして各地で開催することにしました。四月中でもすでに十回開き、好評を得ています。各小学校や公民館にも交通安全教室の開催について積極的に呼びかけています。

交通事故白書——大分警察署管内

事故原因はわきみ運転がトップ

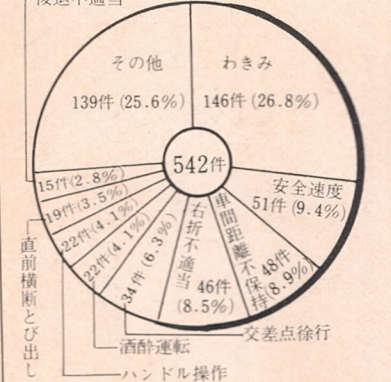
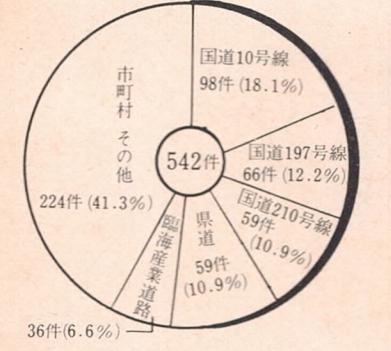
大分警察署では今年度の交通事故防止に取組んでいます。この結果、四月二十九日現在発生件数では七百四十件で昨年同期に比べ二十パーセント減、死者十人で二十八パーセント減となっています。

数字的には一応目標を達成していますが、これから事故多発期を迎え目標達成に不安があります。そこで、市民の皆さんに事故防止に協力をお願いいたします。本年三月末までの事故の特徴をあげてみました。

【路線別発生状況】
国道十号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道十九号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十一号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十二号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十三号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十四号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十五号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十六号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十七号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十八号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道二十九号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。
国道三十号線：発生九十八件、死者一人、傷者百五十二人。

【原因別発生状況】
わきみ 146件(26.8%)
安全速度 51件(9.4%)
車間距離不保持 48件(8.9%)
右折不適當 46件(8.5%)
交差点徐行 34件(6.3%)
直前横断とび出し 36件(6.6%)
後退不適當 139件(25.6%)
その他 146件(26.8%)

【老人の事故状況】
老人の事故は昨年比で減少していますが、今年も三十件発生し、傷者三十人も発生しています。老人の皆さんは十分気を付けてください。



税金ア・ラ・カルト

固定資産税 (その一)

この税金は、固定資産(土地、家屋および償却資産の価値に応じて納めていただく)の財産課税の性格をもつ税金で、その資産から毎年収益の有無に関係なく、毎年1月1日現在、土地家屋および償却資産をもっている方に課税されています。

この場合の固定資産とは、土地：田・畑・宅地・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野・塩田・雑草地等の土地
家屋：住宅・店舗・工場・倉庫などの建物
償却資産：土地、家屋以外の有形資産(機械、構築物、船舶、車輛(自動車、軽自動車)の除外)など、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入される資産をいいます。なお、他人に貸している土地や家屋などにもその所有者に課税されます。

△納税しなればならない人
毎年1月1日現在、土地家屋登記簿・土地家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳にその名前が記されている人
△領収書には印紙は、今までは1万円未満でしたが、今後一律に20円です。今後は50円になりました。
△領収書には印紙は、今までは1万円未満でしたが、今後一律に20円です。今後は50円になりました。
△領収書には印紙は、今までは1万円未満でしたが、今後一律に20円です。今後は50円になりました。

印紙税がわかりました

領収証などには印紙の金額が、49年5月1日からかわりました。

△領収書には印紙は、今までは1万円未満でしたが、今後一律に20円です。今後は50円になりました。
△領収書には印紙は、今までは1万円未満でしたが、今後一律に20円です。今後は50円になりました。
△領収書には印紙は、今までは1万円未満でしたが、今後一律に20円です。今後は50円になりました。

固定資産税 第一期

今月の納税

変更後の新町名 (6月1日実施)

新町名	住居表示実施後の町名の字名等	現在の通称町名	以後建物を新築、改築されたときは市自治振興課に戸番取付の申請をしてください。申請用紙は同課に用意しています。申請がありますと現地調査のうえ戸番の取付をいたします。
向原西一丁目	大分市大字向原西一丁目	向原西	
向原西二丁目	大分市大字向原西二丁目	向原西	
向原西三丁目	大分市大字向原西三丁目	向原西	
向原沖一丁目	大分市大字向原沖一丁目	向原沖	
向原沖二丁目	大分市大字向原沖二丁目	向原沖	
向原沖三丁目	大分市大字向原沖三丁目	向原沖	
向原東一丁目	大分市大字向原東一丁目	向原東	
向原東二丁目	大分市大字向原東二丁目	向原東	
向原東三丁目	大分市大字向原東三丁目	向原東	
松原町一丁目	大分市大字松原町一丁目	松原町	
松原町二丁目	大分市大字松原町二丁目	松原町	
松原町三丁目	大分市大字松原町三丁目	松原町	
日岡一丁目	大分市大字日岡一丁目	日岡	
日岡二丁目	大分市大字日岡二丁目	日岡	
日岡三丁目	大分市大字日岡三丁目	日岡	
花高松一丁目	大分市大字花高松一丁目	花高松	
花高松二丁目	大分市大字花高松二丁目	花高松	
花高松三丁目	大分市大字花高松三丁目	花高松	
高松一丁目	大分市大字高松一丁目	高松	
高松二丁目	大分市大字高松二丁目	高松	
高松三丁目	大分市大字高松三丁目	高松	
高松東一丁目	大分市大字高松東一丁目	高松東	
高松東二丁目	大分市大字高松東二丁目	高松東	
高松東三丁目	大分市大字高松東三丁目	高松東	
高松本町	大分市大字高松本町	高松本町	
高城南町	大分市大字高城南町	高城南町	
寺崎町一丁目	大分市大字寺崎町一丁目	寺崎町	
乙津港町一丁目	大分市大字乙津港町一丁目	乙津港町	
乙津港町二丁目	大分市大字乙津港町二丁目	乙津港町	
乙津港町三丁目	大分市大字乙津港町三丁目	乙津港町	
乙津町	大分市大字乙津町	乙津町	

原川地区に新住居表示 新しい町名にかわります

実施は6月1日から

県施行の原川地区区画整理事業が完了しました。これに伴い市ではこの地区に新住居表示を6月1日から実施いたします。この結果、市役所内の台帳や関係官庁の台帳等公文書の住所の表し方が

大分市〇〇町〇丁目〇番〇号

という新住居表示にかわります。市民の皆さんも6月1日以後、この地区に出す郵便物等は新しい町名、番号を使用されるようご協力ください。

住居表示実施の対象となる通称町名地区は次のとおりですが、6月1日からは別表のように変更します。

(現在の通称町名)

向原、西原の一部、新高松西、新高松東、鼻高松、高松の一部、仲西、小池原の一部、寺崎、上の一部、千歳の一部、三川下、三川上、乙津の一部、

なお、該当地区内で6月1日

新住居表示の町の区域及びその名称



